

## 「わたしはソーシャルワーカー」

社会福祉士 渡辺典子

わたしは、現在、山梨県の相談支援体制整備事業の委託を受け、“圏域マネージャー”という職名でソーシャルワーカーをしています。

この事業は、障害者自立支援法において、障害者の相談支援が市町村の必須事業となり、その事業を市町村直営もしくは、社会福祉法人等へ委託し、地域における障害者の生活のしづらさを解決し、地域で当たり前の市民権を持ち、望む生活を実現するための相談支援を実践することにあります。

しかしながら、障害者の相談支援は、その障害の特性の多さや、行政の支援体制の不備、に加えて、地域住民の理解度、就労支援、医療的ケアの必要な方の在宅支援、触法障害者への支援等、地域の課題として多岐に渡っています。市町村、当事者や家族、ソーシャルワーカー単独では、抱えきれない生活課題には、その複雑さと深刻さが相まっており、関係機関との連携や役割分担、地域福祉の土壌づくりなど、新たな支え合いのシステムづくりが必要となりました。

障害者自立支援法では、地域の相談支援体制を市町村の責任として明確化し、これを県がバックアップする体制が必要であり、県と市町村をつなぐ人材が求められるようになりました。

また、同法では、地域自立支援協議会の設置が謳われ、都道府県自立支援協議会においては、設置率100%、地域自立支援協議会は86%と、全国的に自立支援協議会が開催されるようになりました。障害者自立支援法の改正、つまり障害者総合福祉法のつなぎ法ともいわれていますが、その中で、正式に障害者自立支援協議会が法的に明確化され、特に、第3期障害福祉計画（平成24年から26年度まで）策定においては、県及び市町村は自立支援協議会の意見を聴かなければならないと明記されました。

その地域の障害者が望む生活や将来像を、自身で自己選択し、自己決定するといった権利擁護を重視することが示されています。

これまでは、行政や関係者だけで障害者の生活や福祉施策を決めてきた傾向があったことを反省し、本人中心の支援に基づき、本人が参加していく障害者の相談支援体制が推進されるようになりました。

介護保険制度と同様に、障害者のケアマネジメントも重視され、ケアプランと同じように、障害者の方も「サービス計画作成」と云う、個別の支援計画を作成できるようになりました。その業務担当者を『相談支援専門員』と呼んでいますが、ケアマネージャーである介護支援専門員と似た名称であり、紛らわしく、また、制度も異なるため、私自身としては、「ソーシャルワーカー」として、位置づけてほしかったと思います。なぜなら、相談支援専門員の支援は、単なるサービスのパッケージ化ではなく、サービスを使わない方や、引きこ

もりの方、多問題家族への支援、幼児期から高齢期までの長いライフサイクルでは、ステージごとに支援方法や関係者が異なるため、その軸となって見守り支援をしていく専門職として活動することから、その役割は「ソーシャルワーカー」であると思います。

以上のように障害者施策が大きく転換したこと等から、山梨県においても保健福祉圏域を県内4圏域に統合し、平成21年7月より、県の単独事業として、圏域ごとに地域のネットワーク構築に向けた指導・調整などを行なう「圏域マネージャー」を1名ずつ配置して、地域における相談支援体制等の整備・充実強化の広報的支援を行なう事業を開始しました。

圏域マネージャーの採用条件は、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持ち、相談支援の実績がある者となっています。

圏域マネージャーの主な業務は、対応困難な事例に係る助言、地域における専門的システムの立ち上げ援助（権利擁護、就労支援などの専門部会）、広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援、相談支援事業所のスキルアップに向けた指導、圏域の社会資源の点検、開発の援助などを実践していくことにあります。

当事者、家族への支援といったミクロなソーシャルワークから、地域の課題を抽出し、関係者との連携を図り、地域住民を巻き込んだ地域福祉を推進するコミュニティソーシャルワーク、障害の種別を超え、困難事例にも対応できるジェネラルソーシャルワークの実践者としての「圏域マネージャー」は、ソーシャルワーカーそのものではないかと思っています。

私の担当する圏域の富士北麓障害者自立支援協議会では、毎月1回、1市2町3村、相談支援事業所、福祉サービス事業所、当事者、家族などが同じテーブルについて、協議する場である運営会議が開催され、専門部会も設置され、必要時にはアンケート調査を実施したり、研修会を開催しています。

“官民協働”の地域システムが構築されつつあり、定期的な市町村職員の異動や、継続的、かつ専門的な部分をフォローし、市町村や関係者をつなぐ役割が圏域マネージャーの使命でもあります。

また、相談支援従事者研修会、サービス管理責任者研修会などの国からの必須研修や、山梨県独自の研修会（グループホーム、ケアホーム世話人研修会、居宅介護研修会、相談支援フォローアップ研修会等）の企画や講師も、4名の圏域マネージャーが引き受けています。

私自身の業務に関しての内容になってしまいましたが、私自身は、この山梨県単独の相談支援体制整備事業を通じて、精神科病院のワーカー、医師など連携することができ、触法障害者の支援では、刑務所の社会福祉士と出会い、児童虐待では児童相談所の組織を学ぶことができ、多岐にわたる関係機関を知ることができました。それと共に、新たな知識を得たり、専門性の不足を感じることも多く、自己覚知となりました。県単独事業なので、いつまで予算化できるのかも、圏域マネージャーの働き次第であることから、当事者や家族、関係機関、市町村といった地域の方々から、必要とされる圏域マネージャー、つまり、ソーシャルワーカーとして、この仕事を継続していきたいと思っています。